

【会議録（書面会議）】

会議名	令和3年度第8回多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会
開催日時	令和4年1月11日（火） 会議開催通知及び資料送付 令和4年1月13日（木） 委員からの質疑集約 令和4年1月14日（金） 委員へ質疑回答 令和4年1月17日（月） 委員からの意思集約 令和4年1月17日（月） 結果通知 ※上記やり取りをもって一回の会議開催とみなします。
開催場所	書面会議により開催（新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急案件のため。）
委員	藤崎会長、川合委員、北村委員、小谷委員、櫻井委員、帆足委員、松村委員
事務局	総務部文書法制課文書公開係
会議次第	①個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（健康福祉部福祉総務課） ②個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（健康福祉部福祉総務課） ③個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（健康福祉部福祉総務課） ④個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（健康福祉部福祉総務課） ⑤個人情報の処理に係るシステムの変更（健康福祉部福祉総務課）
送付資料	資料1 審議会諮問書（個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託／福祉総務課） 資料2 審議会諮問書（個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託／福祉総務課） 資料3 審議会諮問書（個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託／福祉総務課） 資料4 審議会諮問書（個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託／福祉総務課） 資料5 審議会諮問書（個人情報の処理に係るシステムの変更／福祉総務課）
会議の結果及び主要な意見	
委員	① 個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（健康福祉部福祉総務課） （委員からの質疑と回答） 委託に係る個人情報の項目の基本的事項のうち、性別が必要な理由は何ですか。本人確認のための情報として使われるのですか。また、生年月日があれば年齢はわかると思いますが、基本的事項の一つに年齢を含める理由は何ですか。年齢はいつの時点のものか特定しないと情報として明確でないようにも思います。
福祉総務課	お見込みのとおり、性別は本人確認のため利用いたします。 年齢は、生年月日を取得することで推定が可能なことから記載しておりました。実際に記載してもらった欄はなく、取得するものではありませんので、訂正いたします。 ご指摘いただきありがとうございます。
委員	資料1（および他資料）における「住民税非課税世帯等」とは、「住民税非課税世帯」と「家計急変世帯」の総称という理解でよいでしょうか。そのとおりであるとして、資料1における「対象となる個人の範囲」欄では、「①……住民税非課税世帯等（20, 274世帯）」という記載がありますが、別紙1においては、「①……住民税非課

福祉総務課	<p>税世帯（20,274世帯）」および「②……家計急変世帯（2,082世帯）」という記載があり、双方の記載に形式面での齟齬があるように見えますが、いかがでしょうか。</p> <p>資料1（および他資料）における「住民税非課税世帯等」には、住民税非課税世帯と、別紙1の「3 給付対象の※マーク箇所」が含まれていることを意味しております。別紙1の「住民税非課税世帯」は諮問書上の「住民税非課税世帯等」と同じ範囲※を意味しております。別紙1を「住民税非課税世帯等」に訂正いたします。</p>
委員	<p>「委託業務その1」は住民情報システムの改修を業務内容のひとつとしているかと思いますが、当該システム改修は、家計急変世帯への給付の手続とは一切かわりがないものなのでしょうか。貴市システムとその改修について不案内であるため、また、上記B)のとおり、「委託業務その1」が住民税非課税世帯のみにかかわるのか家計急変世帯にもかかわるのかが不透明に向けられたため、気になった次第です。</p>
福祉総務課	<p>家計急変世帯はシステム上で抽出することができない世帯です。本人の申告でしか収入状況が分からないからですが、これは住民情報システム上にはありませんので、関わりがないものとなります。御案内が不足し大変申し訳ございませんでした。</p>
委員	<p>「委託業務その1」～「委託業務その4」の4つの業務は、それぞれ異なる受託者との随意契約締結を想定しているのでしょうか。個人情報漏洩等のリスクを予防・回避するためには、受託先をなるべく集約することも一案かと思いますが、そのあたりは考慮に入っていたのでしょうか。</p>
福祉総務課	<p>お見込のとおりです。</p> <p>個人情報漏洩等のリスク予防・回避も視野に入れ、委託業者については検討を進めているところです。</p> <p>現時点では委託業務その1、委託業務2～4の2業者に委託することを予定しております。</p> <p>（結論）</p> <p>出席の全委員7名から承認の意思表示があったため、個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（健康福祉部福祉総務課）については同意するものとします。</p>
委員	<p>② 個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（健康福祉部福祉総務課） （委員からの質疑と回答）</p> <p>この委託では、基本的事項に生年月日が含まれていませんが、他の委託と違うのはなぜですか。</p>
福祉総務課	<p>「基本的事項」は業務全体で使用する個人情報の財産情報以外をまとめた言葉ですが、各委託業務によって必要な項目が違うため、不要な項目を除いております。書類作成から発送等の委託では生年月日を使用しません。</p>

(結論)

出席の全委員7名から承認の意思表示があったため、個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（健康福祉部福祉総務課）については同意するものとします。

③ 個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（健康福祉部福祉総務課）
（委員からの質疑と回答）

委員

この委託では、基本的事項に生年月日が含まれていませんが、他の委託と違うのはなぜですか。

福祉総務課

申請書チェック業務では生年月日を使用します。ご指摘いただきありがとうございます。訂正いたします。

委員

「委託業務その3」は書類確認や口座振込データ作成を業務内容のひとつとしているかと思いますが、当該業務は、家計急変世帯への給付の手続とは一切かわりがないものなのでしょうか。より詳細・具体的な手続について不案内であるため、また、上記A)のとおり、「委託業務その3」が住民税非課税世帯のみにかかわるのか家計急変世帯にもかかわるのかが不透明に向けられたため、気になった次第です。

福祉総務課

家計急変世帯の申請について、書類確認はすべて市で行います。振込データ作成は委託します。よって、家計急変世帯への給付手続きにおいて、当該委託業者は振込データの作成のみを委託予定です。説明が不足しており、大変申し訳ございませんでした。

(結論)

出席の全委員7名から承認の意思表示があったため、個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（健康福祉部福祉総務課）については同意するものとします。

④ 個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（健康福祉部福祉総務課）
（委員からの質疑と回答）

委員

この委託では、基本的事項に生年月日が含まれていませんが、他の委託と違うのはなぜですか。

福祉総務課

「基本的事項」は業務全体で使用する個人情報の財産情報以外をまとめた言葉ですが、各委託業務によって必要な項目が違うため、不要な項目を除いております。コールセンター業務では生年月日を使用しません。

委員

資料3の「対象となる個人の範囲」欄では、「③コールセンターに問合せのあった非対象者」とありますが、こうして問合せをした者は給付対象者ではない旨をコールセンターがその場で回答することで完了するので、「委託業務その2」や「委託業務その3」では「③コールセンターに問合せのあった非対象者」の情報は扱わないという理解でよいでしょうか。

福祉総務課	<p>お見込みの通りです。</p> <p>(結論)</p> <p>出席の全委員7名から承認の意思表示があったため、個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（健康福祉部福祉総務課）については同意するものとします。</p> <p>⑤ 個人情報の処理に係るシステムの変更（健康福祉部福祉総務課） （委員からの質疑と回答）</p>
委員	<p>基本的事項に生年月日が含まれていませんが、他の委託と違うのはなぜですか。</p>
福祉総務課	<p>当該システムは生年月日を使用します。ご指摘いただきありがとうございます。訂正いたします。</p> <p>(結論)</p> <p>出席の全委員7名から承認の意思表示があったため、個人情報の処理に係るシステムの変更（健康福祉部福祉総務課）については同意するものとします。</p>